

岐阜県薬局ビジョン連携推進協議会設置要領

(設置)

第1条 岐阜県保健医療計画に定める薬局の役割に関し、在宅医療への参加推進や地域における多職種連携の強化をはじめとする各種施策の具体的な推進方法等を協議するため、岐阜県薬局ビジョン連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、知事が委嘱する。

- (1) 県医師会の代表
- (2) 県歯科医師会の代表
- (3) 県薬剤師会の代表
- (4) 県病院協会の代表
- (5) 住民の代表
- (6) その他知事が必要と認める者

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は会長とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係ある者に対し、出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部薬務水道課で行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て会長が定める。

附則

この要領は、平成17年1月27日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。